平成２７年度　青森市保育料表【青森地区】

【教育標準時間保育料】

▼国基準額　　単位：円

階層	月額
1	0
2	3,000
3	16,100
4	20,500
5	25,700

※青森市は国基準額を基本に独自で軽減し、子育てしやすい環境としています。

▼市基準額　　単位：円

階層	定義（父母等の税額の合計※1）	月額
1	生活保護受給世帯等	0
2	市民税非課税世帯	3,000
3	市民税所得割 77,100円以下	13,000
4	市民税所得割 77,101円～211,200円	19,500
5	市民税所得割 211,201円以上	24,800

▽ひとり親、障害者等の世帯軽減適用

階層	定義（父母等の税額の合計※1）	月額
21	市民税非課税世帯	0
31	市民税所得割 77,100円以下	12,000

※1 父母等の税額の合計

4～8月の保育料を算定する場合
（市民税）H26年度の合計金額
9～3月の保育料を算定する場合
（市民税）H27年度の合計金額

【保育標準時間・保育短時間保育料】

▼国基準額　　単位：円

階層	３歳未満児		３歳児以上児	
	標準	短時間	標準	短時間
1	0	0	0	0
2	9,000	9,000	6,000	6,000
3	19,500	19,300	16,500	16,300
4	30,000	29,600	27,000	26,600
5	44,500	43,900	41,500	40,900
6	61,000	60,100	58,000	57,100
7	80,000	78,800	77,000	75,800
8	104,000	102,400	101,000	99,400

※青森市は国基準額を基本に独自で軽減し、子育てしやすい環境としています。

▼市基準額　　単位：円

階層	定義（父母等の税額の合計※1）	３歳未満児		３歳児		４歳以上児	
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
A	生活保護受給世帯等	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	7,740	7,600	6,000	5,890	6,000	5,890
C 1	市民税均等割のみ課税	15,500	15,230	12,500	12,280	12,500	12,280
C 2	市民税所得割 24,300円未満	17,500	17,200	14,500	14,250	14,500	14,250
C 3	市民税所得割 24,300円～48,599円	17,500	17,200	16,500	16,210	16,500	16,210
D 1	市民税所得割 48,600円～53,499円	21,250	20,880	18,250	17,930	18,250	17,930
D 2	市民税所得割 53,500円～57,099円	23,000	22,600	20,000	19,660	20,000	19,660
D 3	市民税所得割 57,100円～64,399円	24,750	24,320	21,750	21,380	21,750	21,380
D 4	市民税所得割 64,400円～66,799円	24,750	24,320	21,750	21,380	21,750	21,380
D 5	市民税所得割 66,800円～77,699円	26,500	26,040	23,500	23,100	23,500	23,100
D 6	市民税所得割 77,700円～78,899円	28,250	27,760	25,250	24,820	25,250	24,820
D 7	市民税所得割 78,900円～87,399円	28,250	27,760	25,250	24,820	25,250	24,820
D 8	市民税所得割 87,400円～96,999円	28,250	27,760	27,000	26,540	27,000	26,540
D 9	市民税所得割 97,000円～108,499円	35,000	34,400	34,350	33,760	28,090	27,610
D10	市民税所得割 108,500円～123,299円	35,800	35,190	34,350	33,760	28,090	27,610
D11	市民税所得割 123,300円～136,999円	38,700	38,040	34,350	33,760	28,090	27,610
D12	市民税所得割 137,000円～144,999円	41,600	40,890	34,350	33,760	28,090	27,610
D13	市民税所得割 145,000円～151,899円	41,600	40,890	34,350	33,760	28,090	27,610
D14	市民税所得割 151,900円～168,999円	41,600	40,890	34,350	33,760	28,090	27,610
D15	市民税所得割 169,000円～190,299円	50,000	49,150	34,350	33,760	28,090	27,610
D16	市民税所得割 190,300円～300,999円	50,000	49,150	34,350	33,760	28,090	27,610
D17-1	市民税所得割 301,000円～396,999円	50,000	49,150	34,350	33,760	28,090	27,610
D17-2	市民税所得割 397,000円以上	50,000	49,150	34,350	33,760	28,090	27,610

▽ひとり親、障害者等の世帯軽減適用　　単位：円

階層	定義（父母等の税額の合計※1）	３歳未満児		３歳児		４歳以上児	
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
B 0	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C11	市民税均等割のみ課税	14,500	14,250	11,500	11,300	11,500	11,300
C21	市民税所得割 24,300円未満	16,500	16,210	13,500	13,270	13,500	13,270
C31	市民税所得割 24,300円～48,599円	16,500	16,210	15,500	15,230	15,500	15,230

※1 父母等の税額の合計

4～8月の保育料を算定する場合
（市民税）H26年度の合計金額
9～3月の保育料を算定する場合
（市民税）H27年度の合計金額

【保育料の軽減について】

○同時入所軽減

お子さんが、保育所や幼稚園、認定こども園等に２人以上入所している場合、左記保育料に次の割合をかけた保育料となります。（教育標準時間の保育料は、小学校３年生までが対象）

区分		教育標準時間	保育標準時間 保育短時間
2人同時入所の場合	1人目	100%	70%
	2人目	50%	50%
3人同時入所の場合	1人目	100%	0%
	2人目	50%	35%
	3人目	0%	0%
4人以上同時入所の場合	1人目	100%	0%
	2人目	50%	0%
	3人目以降	0%	0%

○第３子軽減

入所している児童が、扶養している第３子以降の場合に保育料が軽減されます。

○みなし寡婦（夫）控除

配偶者と死別・離別などした人が受けられる市民税の「寡婦（夫）控除」を未婚のひとり親家庭も同様に受けたとみなし、各制度の運用を行ういわゆる「みなし寡婦（夫）控除」を、平成２６年４月より適用しています。このことにより、婚姻歴がなくても婚姻歴のあるひとり親と同様に、保育料の基準となる税額・所得金額等が寡婦（夫）控除の適用を受けて、算定され保育料が軽減される場合があります。